

鳥取縣公報

規則

鳥取縣規則第十九號

昭和二十二年九月二日鳥取縣告示第三百八十九號で河川法を準用すべき河川と認定した區域に對しては明治三十二年勅令第四百四號河川法準用令第二條に掲げたもの、外河川法第六條本文第七條第九條乃至第十一條第十五條第二十四條（但し第三項を除く）第二十九條乃至第三十二條及び第四十八條の規定を準用する。

昭和二十二年九月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣規則第二十號

大正十五年六月縣令第四十七號土木費支辨並土木費補助規則中別表第二の次の通り追加し公布の日から之を施行する。

昭和二十二年九月二日
 第一千八百三十九號

火曜日

昭和二十二年九月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

別表一 河川

河川 所屬 郡市名 區

天神 鳥取市

右岸自鳥取市百谷字安畑至同市吉方字吉方袋川合流点
 左岸自同市村字覆峠口至同市立川町字馬ノ瀬袋川合流点

砂見 氣高郡

右岸自氣高郡神戶村大字岩坪字向山至同郡同村大字中砂見字砂見合流点
 左岸自同郡同村大字同字坪尻至同郡同村大字同字馬場ノ口

安藏 八頭郡

右岸自八頭郡莊村大字屋住字一渡至千代川合流点
 左岸自同郡同村大字同字同至千代川合流点

舍人 東伯郡

右岸自東伯郡舍人村大字北嶺字岩谷至同郡同村大字同字同東郷池
 左岸自同郡同村大字藤津字沖新田至同郡同村大字同字同東郷池

北谷 裏伯郡

右岸自同郡北谷村大字中野字尾崎至同郡左岸自同郡北谷村大字同字益立至同郡同村大字同字車場

川 日野郡

右岸自日野郡溝口町大字泉字上河原至同郡日野村大字新野字精進河原

尾張 兼賀郡

右岸自東伯郡安田村大字尾張字岩屋至同郡同村大字同字荒田

二港灣

左岸自同郡同村大字同字大下至同郡同村大字同字本谷西平

津港 酒ノ氣高郡

惠美須島を中心として五〇〇米の半径を有する圓形の孤内

泊港 東伯郡

宮の鼻より七四度の角度にて西北に引きたる線と一うぐいし橋より西北に引きたる線とによりて圍まれたる區域

御崎 東伯郡

御崎神社本殿を中心として八〇〇米の半径を有する圓形の孤内

御來 西伯郡

富雄島を中心として一〇〇〇米の半径を有する圓形の孤内

江 西伯郡

高麗村界より西に引きたる線と大和村界より北東に引きたる線により圍まれたる區域

告示

鳥取縣告示第三百八十四號
左の各施設を生活保護法第七條による保護施設として昭和二十二年八月三十一日以前に設置したるものを通り定め、自該告示の日より、左の各施設を保護施設として認む。

昭和二十二年九月二日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

事業名	施設主体	所在地	日當り事務費
育兒事業	財團法人鳥取育兒院	鳥取市吉方町一	八〇〇
同	財團法人聖愛子會	米子市旗ヶ崎	八〇〇
養老事業	米子市立慈惠院	米子市車尾	六〇〇
同	鳥取市養老院	鳥取市丸山	六〇〇

母子保護事業	鳥取市母子寮	同	鳥取市大工町頭	一、三
托兒事業	鳥取市母子寮保育園	同	鳥取市大工町頭	一、三
同	仁慈保幼園	妹尾さ里子	米子市東町	一、三
授産事業	米子市營授産場	米子市	米子市立町二丁目	一、三
醫療事業	恩賜財團濟生會米子診療所	恩賜財團濟生會鳥取縣支部	米子市錦町一丁目	一

鳥取縣告示第三百八十五號
昭和二十二年庚戌秋期理髮試驗を次のように施行する。
昭和二十二年九月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

種別 昭和三十二年十月十四日午前九時
試験時間 昭和三十二年十月十五日午前九時
試験場所 鳥取市湯所町一三
試験科目 頭髪を剃る試験
試験用具 電氣剃髪機
同 試験地試験 前九時 學校
志願者は昭和二十二年九月二十五日迄に願書に履歴書

(自筆) 佛業證明書戸籍謄本若は抄本、寫真一葉(最近撮影したる半身臺紙)手數料(拾圓)を添付し鳥取縣教育民生部衛生課に直接提出の上試験當日午前八時迄に受験用具携帯出頭すること。
鳥取縣告示第三百八十六號

狂犬病預防のため昭和二十二年九月六日から同三十日まで次の要領で野犬撲滅掃蕩を行う。
昭和二十二年九月二日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

一、何人の飼育する犬であつても所定の犬鑑札並に狂犬病豫防注射済の證票を頸部に附けて居ないものは狂犬病豫防規則第四條により捕獲する。
一、野犬捕獲班は期間中斷、各管内を順次に巡廻捕獲する。
一、狂暴性で捕獲困難な野犬は警察官指揮の下に銃火器捕獲班により捕獲する。
一、本年五月施行した豫防接種に漏れたもの又は妊娠中

で猶豫中の犬は九月七日迄に各警察署に届出でて豫防注
意を受けねばならない。

鳥取縣告示第三百八十七號
助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十二年九月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 鳥取市吉方五〇

現住所及開業地 同

昭和二十二年九月一日第一、二二二號

山 本 美 智 子

昭和二十二年八月十六日生

本籍地八頭郡大御門村大字殿四〇五

現住所及開業地 同

昭和二十二年九月一日第一、二二二號

古立川 三

河川名

天神川

右岸自鳥取市百谷字安畑 至同市吉方町字吉方袋川合流点
左岸自同 市 字榎峠口至同市立川町字馬ノ瀬袋川合流点

明治四十三年六月七日生

鳥取縣告示第三百八十八號

新炭配給統制規則第百條の規定はより賦の項並補定せる。

昭和十八年六月鳥取縣告示第三百十二號(新炭配給統制
規則第四條舊規程に依ル指定ノ件)はこれを廢止する。

昭和二十二年九月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣燃料配給林産組合

鳥取縣告示第三百八十九號

河川法を適用する河川及河川區域を次のように認定した。

昭和二十二年九月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第三百八十九號

河川法を適用する河川及河川區域を次のように認定した。

昭和二十二年九月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第三百八十九號

河川法を適用する河川及河川區域を次のように認定した。

- 砂見川 右岸自氣高郡神戶村大字岩坪字向山至同郡同村大字中砂見字橋
左岸自同 郡同 村大字同 字坪尻至同郡同村大字同字馬場ノ口
- 安藏川 右岸自八頭郡社村大字屋住字一渡至千代川合流点
左岸自同 郡同村大字同字同 至千代川合流点
- 舍人川 右岸自東伯郡舍人村大字北福字岩谷 至同郡同村大字同字東郷池
左岸自同 郡同 村大字藤津字沖新井至同郡同村大字同字東郷池
- 北谷川 右岸自同 郡北谷村大字中野字尾崎 至同郡同村大字澤谷字樋口
左岸自同 郡同 村大字同 字登り立至同郡同村大字同字市場
- 白水川 右岸自日野郡溝口町大字泉字上河原至同郡日光村大字板原字精進河原
左岸自同 郡同 町大字松原 至同郡同 村大字大瀧字奥堀田
- 尾張川 右岸自東伯郡安田村大字尾張字岩屋至同郡同村大字同字荒田
左岸自同 郡同 村大字同 字大下至同郡同村大字同字本谷西平

彙 報

昭和二十一年勅令第三百十一號に關する件

(逓合國占領軍の占領目的に有害な行爲に對する
處罰等に關する勅令)
(昭和二十一年十月二十九日付本欄參照)

昭和二十二年八月 日以降本件に關係せる官報登載連
合國最高司令官發日本政府宛覺書は左記の通りである。

一、宣傳用出版物の沒收に關する件
(昭和二十二年八月十三日付官報參照)